No.0185/2019/8/9



個人型確定拠出年金(iDeCo)とは

個人型確定拠出年金(iDeCo; individual-type Defined Contribution pension plan の略)は、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度です。この制度への加入は任意で、ご自分で申し込み、ご自分で掛金を拠出し、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。また、掛金、運用益、そして給付を受け取る時には、税制上の優遇措置が講じられています。

iDeCo は、平成 13 年に施行された確定拠出年金法に基づいて実施されました。平成 29 年 1 月から、基本的に 20 歳以上 60 歳未満の全ての方(※)が加入できるようになり、国民年金や厚生年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための資産形成方法となっています。

※企業型確定拠出年金に加入している方は、企業型年金規約で個人型確定拠出年金(iDeCo)に同時に加入してよい旨を定めている場合のみ、iDeCoに加入できます。

iDeCoの3つの税制メリット

①掛金が全額所得控除

仮に毎月の掛金が1万円の場合、その全額が税額軽減の対象となり、所得税(10%)、住民税(10%)とすると12万円×20%=年間2.4万円の税金が軽減されます。

所得控除の手続きは、掛金の払込方法や加入者区分によって異なりますので、よくご確認ください。

②運用益も非課税で再投資

通常、金融商品を運用すると、運用益に課税がされますが(源泉分離課税 20.315%)、iDeCo なら非課税で再投資されます。

③受け取る時も大きな控除

iDeCo は年金か一時金で、受取方法を選択することができます(金融機関によっては、年金と一時金を併用することもできます)。年金として受け取る場合は公的年金等控除、一時金の場合は退職所得控除の対象となります。

その他のメリット

④投資信託のコストが安い

積極的な運用を行うなら投資信託ですが、一般に販売されている投資信託と比べて信託報酬などのコストが安い ものが多いです。また、一般で販売されている投資信託には購入時に購入手数料がかかるものがありますが、 iDeCo の運用商品にあるほとんどの投資信託で購入手数料がかかりません。

⑤転職・退職時に年金資産の持ち運びができる

転職・退職をしても確定拠出年金で積み立てた年金資産と年金記録は、ポータビリティ(資産の持ち運び)ができるので、それまで掛けてきた年金資産の持ち運びが可能です。

一方 iDeCo には、加入年齢が 60 歳未満と決まっており、その 60 歳まで原則引き出せないというデメリットがあります。iDeCo は老齢給付金として受け取ることを目的としているため、積み立てた資産は原則、60 歳以降まで引き出すことができません。60 歳時点で加入していた期間が 10 年以上あれば、60 歳時点で受け取る権利が得られますが、10 年に満たない場合は段階的に最高 65 歳まで引き出す年齢が遅くなります。